

『生命保険 団体扱い』の制度を**ご利用されていますか？**

医師先生のための

生命保険の団体扱い

○生命保険 団体扱いってなに？

会員先生が直接 保険会社へ支払っている**月払保険料**を、医協が口座振替で引落し、とりまとめて保険会社へ支払う制度です。保険会社から団体割引が適用され、会員先生が、直接 保険会社へ支払うより、一般的に**月々1%~3%ほど割安になる制度**です。

③年払い保険料（年払い保険契約）は団体扱いの対象になりません。

④保険会社や保険種類により割引率が異なります。一部、保険料が変わらない場合があります。

⑤外貨建て商品など契約内容や保険商品によっては団体扱いできない場合があります。

* * * * * * * * * 【例：月額 50,000 円、3% 安くなる場合】 * * * * * * * * *

変更前の保険料；月額 50,000 円 ⇒ 変更後の保険料；48,500 円 ・・・ **月 1,500 円お得！**

お得な保険料が積み重なると・・・。

1ヶ月 1,500 円お得！ ⇒ 1年間で 18,000 円お得！ ⇒ 10年間で 180,000 円お得!!

○団体扱いのポイント

- ・医協の利用分配当金の**対象事業**になります。
- ・団体扱いに変更しても、代理店・募集人・営業**担当者に変更はありません。**
- ・保険料引落の**口座振替登録が必要**になります。

○団体取扱いが可能な保険会社（16社）

（注）保険種類によっては、団体扱いが出来ない場合もありますので、あらかじめ ご了承ください。

全医協連団体：アクサ生命、朝日生命、エヌエヌ生命、ジブラルタ生命、ブルデンシャル生命、

東京海上日動あんしん生命、メットライフ生命

休診共済団体：SONPO ひまわり生命、大同生命、日本生命、三井住友海上あいおい生命、

都医協連団体：第一生命、明治安田生命、大樹生命、ソニー生命、アメリカンファミリー生命、

手続きは簡単 3ステップ！

- 1.ご契約の保険会社が、上記の**16社**に含まれているかご確認ください。
 - 2.該当保険会社でしたら、『証券番号』と『営業担当者（代理店か募集人）』を当医協にご連絡ください。
 - 3.当医協から団体扱い変更可否を確認し、その後の対応を会員先生に ご連絡いたします。
- 団体扱い変更可能の場合は、保険会社（代理店か募集人）から、お手続きの案内があります。

【お問い合わせ】

大森・田園調布・日本橋医師協同組合：TEL 03-3772-2156 E-Mail:oomori@o-ikyo.com